

研究ノート

私的整理の研究 4

四 宮 章 夫

目次

I 緒論

- 1 はじめに
- 2 詐害行為取消制度
- 3 否認制度
 - (1) 詐害否認
 - (2) 偏頗否認

II 私的整理の準備行為

- 1 債務者財産の保全
- 2 私的整理のための債務者財産の移付
 - (1) はじめに
 - (2) 債務者財産の信託的譲渡
 - (3) 委任事務費用としての構成
- 3 債務者の会社組織法上の行為について
 - (1) はじめに
 - (2) 会社分割
 - ① 詐害行為取消権
 - ② 否認権
 - (3) 事業譲渡
 - ① 詐害行為取消権
 - ② 否認権

III 私的整理中の商取引債権等の弁済

- 1 商取引債権
 - (1) 旧債権の弁済
 - ① 支払不能前
 - ② 支払不能又は支払停止後
 - (2) 私的整理中に発生した新債権の弁済
 - ① 履行期における弁済
 - ② 法的倒産手続移行直前の弁済

- 2 少額債権の弁済
- 3 中小企業債権その他の旧債権の弁済
- IV 私的整理中の換価回収手続
 - 1 はじめに
 - 2 相当な対価を得てした財産の処分
 - (1) 詐害行為取消権
 - (2) 否認権
 - ① 倒産法改正以前
 - ② 倒産法改正
- V 配当手続
 - 1 はじめに
 - 2 配当に関する裁判例
- VI 結語

I 緒 論

1 はじめに

私は、これまでに、私的整理の過去と現在の実務について俯瞰し、私的整理の定義について試みた⁽¹⁾外、商取引債権の優先的弁済ないし配当手続上の優遇が、倒産処理全般の通則ともいふべき債権者間の平等原則を充足することを検証した上で、私的整理が違法性を帯びない適法なものであるためには、債務超過会社の破産手続開始申立義務の問題と詐欺破産問題等について考察を加えておく必要があると考えて、検討を加えた。⁽²⁾

ところで、私的整理は単に適法に遂行されれば足りるものではない。

債権者が過去に行った行為については、その破綻処理に伴い、債権者間の衡平な権利の実現という観点から効果が覆滅されることがあり、そのために民法 424 条が設けているのが詐害行為取消制度であり、各倒産法制が設けているのが否認制度である。

したがって、私的整理は、詐害行為取消リスクや、将来法的倒産手続が開始された場合の否認リスクを抱えているのであり、そのリスクを回避できるように遂行されることが望ましい。

そこで、以下、本稿では、私的整理の流れに即して、①私的整理の準備行為と、②私的整理中の商取引債権等の弁済と、③私的整理のための換価回収行為と、④配当行為とに分けて、詐害行為取消リスクと否認リスクの問題に関して、検討することにする⁽³⁾。

2 詐害行為取消制度

民法424条は、「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる（ただし、受益者又は転得者が行為の当時善意であった場合を除く）」と定める。

民法上の詐害行為取消権と倒産法制上の否認権の制度とは同根であり、かつては、判例の状況についても類似の制度であることを前提として議論される傾向があった。

ところが、平成8年から始まった一連の倒産法制改正作業を経て新破産法が制定された際に、否認制度が大きく見直され、詐害否認と偏頗否認とに整理され、前者については相当な対価を得てした財産の処分、後者については同時交換取引の保護が図られ、それらによって、私的整理中の法律行為に対する後日の法的倒産手続における否認リスクが軽減されたが、その際、民法の改正は後日の問題とされ、ここに立法上の差異が生ずることになった。

もともと、法解釈論としては、新破産法が今日の経済活動により合致するように否認制度を見直したのであるから、民法上の詐害行為取消権の解釈に際しても、大幅に新破産法の条文を類推適用することにより、立法解決が図られたと同様の結論を導くことは可能であるが、残念ながら、この様な方向での議論は進まなかった。

その後、法務大臣の2009年（平成21年）10月28日諮問第88号による、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示され

たい。」という諮問を受けて、2009年11月24日に法制審議会に民法（債権関係）部会が設けられて作業を開始し、2013年3月には、「中間試案」が公表され、平成27年1月26日からの189回国会に民法改正案が提出されるに至ったが、審議未了により継続審議となっている。

これによると、債権者取消の対象行為も、新424条の詐害行為と新424条の3の偏頗行為とに分けられ、かつ、前者については責任財産保全制度として構成される等、破産手続等における否認制度にかなり似通ったものとなり、新424条の2として相当の対価を得てした財産処分行為の特則や、新424条の4として過大な代物弁済の特則等までも定められている。

本稿では、従前の判例に現れた現行民法上の詐害行為取消リスクの確認を中心として議論を進めたいと考えている。

3 否認制度

(1) 詐害否認

破産法160条1項は、a破産者が破産債権者を害することを知ってした行為であるか、b破産者が支払いの停止又は破産手続開始の申立てがあった後にした破産債権者を害する行為である場合には、いずれも、受益者が善意であった場合を除き、破産財団のために否認することができると定め⁽⁴⁾る。

したがって、私的整理が債権者からの個別執行によって支障をきたすことがないように、私的整理に先立って債務者の財産の所有権等を債権者委員長その他に移転する行為や、債務者自身が私的整理の主体となる場合でも、債務者財産を換価回収する行為等が、破産手続開始後に否認され、それら法律行為の効果が否定されることがある。

破産手続開始の申立後は、一般的には、私的整理の遂行が破産法28条の手続開始前の保全処分によって禁じられると考えられ、破産手続開始申立後の詐害行為の否認に関する裁判例は見当たらない。

(2) 偏頗否認

破産法162条1項は、既存の債務についてされた担保の供与又は債務の

消滅に関する行為は、a 破産者が支払い不能になった後又は破産手続開始の申立後にした行為であり、債権者が悪意であった場合であるか、b 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前 30 日以内にされたものである場合（ただし、債権者が善意であった場合を除く）には、破産手続開始後、破産財団のために否認⁽⁵⁾することができる⁽⁵⁾と定める。

ところで、私が否認権の成立を否定しようとしている私的整理中の弁済は、優先債権や私的整理を円滑に遂行するための商取引債権や少額債権等の弁済と、配当等であり、その余の既存の債務についての担保供与又は債務の消滅に関する行為は、明らかに債権者間の衡平を害するから、念頭に置いていない。

また、それらの債権の弁済も原則として履行期限が到来したものから弁済していくことを予定している。

したがって、この度は、支払不能後の、①商取引債権等の優先弁済と、②配当手続とについて、否認権の行使を免れる理由等を検討することになる。

注

- (1) 「私的整理の研究 1」産大法学 48 巻 1、2 合併号（渥美東洋先生追悼号）259 頁以下
- (2) 「私的整理における商取引債権の保護」今中先生傘寿記念論文集（民事法研究会 2015 年）690 頁以下、「私的整理の研究 2」産大法学 49 巻 1、2 合併号（藤岡一郎教授退職記念号）128 頁以下、「私的整理の研究 3」産大法学 49 巻 3 号 50 頁以下
- (3) 以上の外に、私的整理に先立ち債務者財産を他に譲渡するような場合、譲渡が詐害行為取消や否認の対象となる場合だけではなく、第三者名義となった財産を法人格否認の法理に基づいて債権者が直接差押えようとするリスクもある。そして、譲渡があったことを前提として譲渡を覆すことと、譲渡が無かったものとして債務者の財産として差押えることとは、いずれも、不公平な行為の是正という意味では目的を一にしているが、本稿では、詐害行為取消及び否認リスクを考察するにとどめ、法人格否認の法理についての考察は、他日を期したい。
- (4) 民事再生法 127 条 1 項、会社更生法 86 条 1 項参照
- (5) 民事再生法 127 条の 3 第 1 項、会社更生法 86 条の 3 第 1 項参照。

II 私的整理の準備行為

1 債務者財産の保全

私的整理は、法律によらずに、私的自治に委ねられた破綻処理であるから、常に、この手続に同意しない債権者から私的整理手続の進行を阻害される恐れがある。

そこで、私的整理中の債務者財産を保全するために、これを第三者に移付することによって、不同意債権者の拘取力が及ばないものとすることや、債務者の事業を保全するために、これを別の法人格に移して、事業の存続を図ることが、しばしば行われてきた。

前者は、債務者財産の移付であり、後者は、債務者の事業の広義での譲渡であり、通常は、会社組織法上の行為を通じて行われるが、それには限らない。

2 私的整理のための債務者財産の移付

(1) はじめに

かつては、倒産と知ると債権者が直ちに取付け騒ぎを起こし、私的整理に着手しようとする場合には、資産の散逸が懸念されたので、今日一般的に見られるように債務者自身が私的整理を遂行するのではなく、債権者委員会や債権者委員長に私的整理の遂行を委ねる事例が少なからず見受けられた。

その様な場合には、私的整理に反対する債権者による個別執行や法的倒産手続開始の申立から隔離するために、債務者の財産を、債権者委員長や特定の債権者委員に移付することがあり、そうした行為に対して、私的整理に反対する債権者から提起された詐害行為取消訴訟に関する判例が集積されてきている。

しかし、今日では、一昔前とは異なり、倒産法改正や私的整理のガイドラインや中小企業再生支援協議会等のADRの利用等を通じて、倒産や私的整理に対する一般の理解も広まっており、債権者の個別執行や法的倒産

手続の申立てを牽制する枠組みも用意されるに至っている。

また、それらを利用しない場合でも、債権者の行為によって私的整理が挫折しても、法的倒産手続に円滑に移行することによって、債権者や債務者の利害に大きな影響を与えることがないように配慮しながら、私的整理を進めていくことが、その適正確保の担保となるとも言えよう。

そして、今日では、私的整理に経済合理性がある限り、債権者がそうした行為に及ぶことは稀であり、今日の私的整理においては、原則として、債務者財産一般を債権者の個別執行や包括執行から回避させることを考える必要は乏しくなったようにも思われる。⁽⁶⁾

また、私的整理のための債務者財産の債権者委員長等に対する信託的譲渡は、個別執行等を回避するためには有益であるとしても、歴史的には不公正な私的整理の手段として悪用されたことがある。⁽⁷⁾

そのため、今日では、債務者財産の移付は、必ずしも常に私的整理に必要な手順ではなくなっていると、私は考えている。⁽⁸⁾

判例にみられる移付の法律構成としては、信託的譲渡と、委任事務費用の交付等がある。

(2) 債務者財産の信託的譲渡

大審院は、古くから、受益者たる総債権者のために公平な配当をすることを目的として、債務者の財産を債権者委員長等に対して信託的譲渡し、その財産を第三者に信託して、管理・換価させることを、一般的に認めている。⁽⁹⁾

この信託の成立は、債務者の信託設定意思表示によってなされるが、特に「信託」の語が使われる必要はなく、信託設定の趣旨がうかがえるものであればよいとされている。例えば、私的整理のために債務者が、その総財産をある者に委ねるという意思表示さえすれば良いと解されているのである。

ところで、私的整理中の債務者財産が債権者の個別執行の目的とはならないようにするために信託的譲渡の形式が採られる場合には、形式的には詐害行為取消権の要件を満たしていると考えられるから、詐害行為取消権

の行使を回避するための理論的な工夫が必要となる。

そこで、債務整理のための信託的譲渡は、責任財産の保全という詐害行為取消権の制度趣旨に合致することを理由として、詐害行為性や、否認の場合には有害性や不当性を否定する学説がある外、近時、倒産会社がいわゆる私的整理の配当原資を確保するために弁護士に対して行った債権等の信託的譲渡につき、任意整理の進捗状況等を考慮して、右債権譲渡が詐害行為取消権の形式的要件を満たすとしても、その行使は権利の濫用として許されないとした裁判例⁽¹⁰⁾も現れている。

これとは反対に、詐害行為に当たるとして取消した裁判例⁽¹¹⁾もあるが、当該事例は、原告が国であり、倒産法制上一般債権に優先するところの優先債権・財団債権を害する、一般債権者のための信託的譲渡について詐害行為取消権の成立を認めたものであり⁽¹²⁾、優先債権・財団債権を害することのないよう配慮された信託的譲渡であれば、自ずから結論は異なるべきであったと、私は考えている。

ところで、平成18年12月15日改正にかかる新信託法11条は、1項本文に「委託者が債権者を害することを知って信託した場合には、受託者の善意・悪意を問わず詐害行為として取消することができる。」旨定める一方で、同項但し書において「受益者の全部または一部が善意であった場合には、この限りではない。」旨定め、この場合、同条4項は、受益者が受託者から受けた財産の給付については詐害行為取消権を行使することができる（ただし、当該受益者が善意であった場合を除く）と定めている（否認権についても同法12条2項が、委託者が悪意の場合には、受益者に対する否認権の行使をすることができるのと定めるとともに、11条4項ただし書を準用している。）。

これらの規定は、信託をめぐる取引の安全に対する配慮を示しているものであり、今後は、適正な私的整理を遂行するための債務者財産の信託的譲渡が行われた場合においては、受益者は一般的には悪意とは認められず、詐害行為取消権や否認権の行使はできないことになることができよう。

(3) 委回事務費用としての構成

前述の通り、今日の私的整理では、債務者財産を一般的に他に移付させる必要性には乏しいと考えられるが、債務者財産の換価・回収が進み、配当財源が拡充した段階で、私的整理に非協力的な一部債権者が、当該財源に対して強制執行に及ぶようなことがあっては、私的整理に協力している多数の債権者の利益が害されることになる。

そこで、今日の私的整理においては、債務者財産の換価回収金は、代理人弁護士に寄託されることが少なくない⁽¹³⁾。

私的整理の委任を受けた弁護士甲が、委回事務処理のため委任者乙から受領した金銭を預け入れるために甲の名義で普通預金口座を開設し、これに上記金銭を預け入れ、その後も預金通帳及び届出印を管理して、預金の出し入れを行っていた場合に、当該口座に係る預金債権は乙に帰属するとして、債権者が差押に及んだ事例について、興味深い最高裁判例がある⁽¹⁴⁾。

これは、「私的整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から当該事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法649条の規定する前払費用に当たり、前払費用は、交付の時に、委任者の支配を離れ、受任者とその責任と判断に基づいて支配管理し委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなる。」との判断を示したものである。その上で、この判例は、預金の出損者が債務者であるとして預金を差押えることは許されないとした。

それでは、私的整理に反対する債権者は、受任者に対する費用返還請求権を差押できるであろうか。もし、この差押によって、私的整理の配当が実施できなくなるとすれば、債権者全体の利益を図ろうとする私的整理手続が、自らの債権の回収のみに関心のある一債権者によって挫折させられ、配当財源が一債権者に篡奪されることになる。

この点についても、この最高裁判例は、「受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払費用と同額の金銭の返還義務を負うことになるが、その後、これを委回事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、精算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことに

なるものである。」と判示し、受任弁護士が委任を受けた私的整理の一環として配当を実施し、配当金・経費を支払ってなお残金が存する場合の外は、債務者は受任弁護士に対して金銭の返還請求権を有しておらず、債権者の個別執行の対象足り得ないことを示唆している。

したがって、債権者が、私的整理に反対する場合でも、受任者に対する費用返還請求権を差押えることは無意味なことになる。

3 債務者の会社組織法上の行為について

(1) はじめに

債務者が法人である場合には、会社組織法上の手段等⁽¹⁵⁾によって事業譲渡⁽¹⁶⁾や会社分割を実行し、その事業を債務者の外に出し、後日、万一私的整理が挫折しても、事業自体は存続させることを企図される⁽¹⁷⁾ことがある。

(2) 会社分割

① 詐害行為取消権

最高裁は、「株式会社を設立する新設分割がされた場合において、新たに設立する株式会社にその債権に係る債務が承継されず、新設分割について異議を述べることもできない新設分割をする株式会社の債権者は、詐害行為取消権を行使して新設分割を取り消すことができる。」⁽¹⁸⁾としており、これは今日では確定した判例である。

ところで、私的整理に伴い、新設分割の方法による会社分割が行われて、新会社が現に事業を開始しているのに、新設会社の設立までが無効となるのでは、私的整理の挫折は、広範囲な利害関係人に影響を及ぼすことになる⁽¹⁹⁾恐れがある。

そこで、前掲最高裁判決も、理由中においては、「ところで、会社法上、新設分割の無効を主張する方法として、法律関係の画一的確定等の観点から原告適格や提訴期間を限定した新設分割無効の訴えが規定されているが(同法 828 条 1 項 10 号)、詐害行為取消権の行使によって新設分割を取り消したとしても、その取消しの効力は、新設分割による株式会社の設立の効力には何ら影響を及ぼすものではないというべきである。」と言及して

おり、詐害行為取消権の行使の結果、逸出した個々の財産が取戻され、あるいは新設会社にその価額を賠償することが命ぜられるに留まる⁽²⁰⁾ことを明らかにしている。

ところで、例えば新設分割において、旧会社の全資産と取引上の債務が分割新会社に承継され、金融機関債務のみが旧会社に残された上で、旧会社が取得する新会社の株式が、適正な価格で売却された場合、会社分割に対し詐害行為取消権を行使させる必要は存するのであろうか。会社分割それ自体は、旧会社の資産バランスには影響を与えない行為だからである。したがって、この株式が不適正な価格で処分されていた場合に限り、当該株式譲渡行為に対する詐害行為取消権の行使を認め、旧会社から逸出した財産の取戻しを認めるのを相当とすると考えることはできないであろうか。

もっとも、新設分割において、全債務を旧会社に残す場合には、従前の旧会社の全資産が新会社の株式に転換されたと認識できるが、新設分割において、全資産と共に取引債務だけを新会社に譲渡、引受けさせた場合には、旧会社が取得する株式の価値は全資産から取引債務を控除した残額ということになり、負債も含めた承継財産の価値と新会社株式の価値とは一致するものの、金融機関債務の引当として残る財産と、新会社に引受けられた取引債務の引当となる承継資産とでは、責任の能力において違いが生ずることになる。

そのため、新会社に承継された債務と、旧会社に残存する債務との、それぞれの責任財産の能力に差を生じさせるような会社分割については、最高裁は、詐害行為取消権に服するものとし、新会社に承継された財産も引続き旧会社に残存する債務の責任財産として扱わせるために、会社分割そのものに対する詐害行為取消権の行使を認めたのであろう。

しかし、もし、会社分割により設立された新会社に承継された取引債務の額が、譲渡された流動資産や事業設備等の譲渡価額と、これらを見切り処分する場合の予想価額との差額を下回っている場合には、どのように考えるべきであろうか。私は、その場合には、詐害行為に該当しないか、あるいは、詐害行為取消権の行使が権利濫用に当たると解し得ると考える。

さらに、流動資産等の見切り処分価格は一般に極めて低額であるから、それらが簿価で譲渡される場合との差額は、通常は、新会社に承継される取引債務の額との間で均衡を失することはないと考えられないであろうか。この考えが肯定されるとすれば、そのような会社分割においては、債務者と受益者の双方が、「債権者を害する」ことにつき悪意であるとは言えないことになる。

もともと、取引債務が新会社に承継されても、金融機関債務の弁済率に影響を及ぼさないようなプレミアム付きの対価で、分割新会社の株式が売却される場合には、詐害行為とはならないことは言うまでもない。

なお、民法改正案 424 条の 2 の相当の対価を得てした財産行為の処分の特則に照らせば、分割新会社の株式の換価が財産の種類の変更により隠匿等の処分がなされる恐れを生じさせ、現に当事者がそのような意思を有していた場合には、詐害行為取消権に服することがある。

したがって、分割新会社の株式処分代金は、旧会社の私的整理の費用や配当原資として残されており、現にそのような用途に充てられる必要がある。

② 否認権

私的整理を含む事業再編の一環としての会社分割に対しては、後日移行した法的倒産手続の中では否認権の行使に服することがあるというのも、確定した判例であるが、理論付けについては若干の差異が存在する。

先ず、会社分割そのものが否認されるとする立場である。もちろん、ここにいる無効は、対外的効力が付与されている新設分割無効⁽²¹⁾とは異なるのであるから、いわゆる相対的無効であり、否認の影響が及ぶのは財産変動の部分⁽²²⁾である。

これに対し、会社分割に伴う個々の財産の移転行為のみが否認されるとする立場もあり、破産会社の破産管財人である原告らが、同社の破産手続開始前になされた会社分割により新設された被告に対し、会社分割による土地の所有権移転行為に対して否認権を行使して、土地についてなされた所有権移転登記の否認の登記手続をするよう求めた事案において、「会社

分割による個々の財産移転行為は、否認権行使の対象となる。」とした裁判例がある。⁽²³⁾

ところで、詐害行為取消権について述べたところと同様に、旧会社が保有する分割新会社の株式の処分に際して、a 会社分割により設立された新会社に承継された取引債務の額が、流動資産や不動産を除く営業や製造設備等の譲渡価格と見切り処分価格との差額を下回っている場合には否認対象行為には該当しないし、仮に取引債務の額が少し上回っていても通常は、債務者と受益者の双方が善意であると考えられる外に、全体として有害性や不当性が阻却され、否認権の行使には服さないと、私は考えている。

もちろん、取引債務が新会社で弁済を受ける割合まで、金融機関債務も旧会社で弁済が受けられるようなプレミアム付きの対価で、分割新会社の株式が売却される場合には、詐害行為とはならない。

もとより、これらの場合にも、破産法 161 条 1 項の適価売却行為に対する否認の制限規定に照らせば分割新会社の株式処分代金は、旧会社の私的整理の費用と配当原資として残されており、現にそのような用途に充てられる必要がある。

(3) 事業譲渡

① 詐害行為取消権

特定の債権者が債務者から事業譲渡を受けた上で、自己の有する債権と譲渡代金債権とを相殺した事案について、本件事業譲渡は詐害行為に当たるとして原判決を一部取り消し、原告の請求を認容した裁判例がある。⁽²⁴⁾

代物弁済や資産譲渡と相殺等に関する詐害行為取消権についての確定判例に準拠したものであり、妥当と言うべきである。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

これに対し、帳簿価格 2 億 3641 万 6413 円の商品（衣類等）を事業譲渡の際に 9887 万円で売却した行為が取消され、事業譲受会社からの支払が命ぜられた判例が存するが、事業破綻した債務者の保有する棚卸資産は、既に処分見込額が大きく下落しているのが通例であるにもかかわらず、この事例では、a 事業譲渡時に破産清算が選択された場合における原告の配当見込みとの比較検討が争点とはなっていないし、b 換価金の保管に関

する事項も争点とはなっていない等、先例としての意義については疑問があるというべきである。

② 否認権

破産会社が、破産申立前に100%子会社である相手方に対して事業譲渡した事例について、破産法160条1項1号の詐害否認の成立を認め、事業譲渡によって破産会社から相手方に移転したことが明確な物件については原状回復を認め、その余の部分は回復すべき財産の特定が困難であるとして価額償還請求を認めて、否認請求を認容した裁判例⁽²⁸⁾がある。

また、破産管財人から事業譲渡先に対する否認権を行使して、価額償還請求がなされた事案について、適正価格売買であるとして否認権の成立を否定した裁判例⁽²⁹⁾がある。

この裁判例は、破産法161条1項1号所定の「その他の破産債権者を害する処分」について、「当該処分により破産者の財産が『隠匿、無償の供与』に準じて事実上法律上減少するものに限られる。」と判示している点に興味深い。

この事例では、譲渡代金が取引債務等の弁済に充てられていたが、破産した会社の代表者の損害賠償責任を否定するに際し、「債務の弁済は、支払不能にある債務者がするものであっても、詐害行為取消しの場合や公序良俗違反による無効の場合を除き、当該債務の弁済が著しく取引通念に反し信義に反する弁済であるなどの特段の事情がない限り弁済行為が直ちに他の債権者に対する債務者の不法行為を構成するものではない。」と言及していることに照らせば、実質的には、本件の取引債務の弁済が破産法161条1項1号の「破産債権者を害する処分」に該当しないと認めたものと解されるからである。

注

(6) 今日では、金融機関の債権だけでなく、保証協会の求償債権等も、比較的早い時期にサービサー会社に譲渡されたり、回収を委託されるようになってきているが、サービサー会社等は、衡平かつ迅速に行われる私的整理に対しては有好的な姿勢を示すことが多い。

(7) 四宮章夫「過去における債権者委員会の活動」最新事業再編の理論・実務

と論点 349 頁所収の裁判例参照

- (8) もっとも、債務者の財産の換価・回収が進み、配当段階に移ったのに、特定の債権者が配当原資を差押えたり、破産手続開始の申立てに及ぶ様な場合には、私的整理による速やかな配当に対する債権者達の期待を尊重する必要が認められる場合があり、その意味では、債務者財産の換価回収金の保全のために、債務者の現金を私的整理の代理人弁護士に寄託することは、推奨されると考える。
- (9) 大判 S10.8.8 民集 14 卷 1695 頁。この判決は、原告が優先債権者ではなく一般債権者であること、任意整理手続きは既に配当段階まで進んでおり、殊更一部の債権者のみ特別な待遇をした事情も認められないこと（破産手続同様の厳格さをもって平等弁済がなされていること）、詐害行為取消権の行使を許すと、受任弁護士個人として弁済を受けた金員の返済義務を負うという過酷な負担を負わせる結果になること等を重視したものと考えられる。
- (10) 東京地判 H10.10.29 判タ 1005 号 72 頁
- (11) 東京地判 S61.11.18 判タ 650 号 185 頁
- (12) もっとも、本件は、前記東京地判と異なり、債権譲渡を受けた弁護士は未だ債権の取立てをしていない段階であったから、仮に弁護士が債権の取立てを行い、その後、優先債権を有する債権者について優先的に按分弁済を行う等破産手続同様の厳格さをもって手続きが進められていた場合であれば、その段階での詐害行為取消権の行使については、仮に優先債権者であっても、前記東京地判と同様に、権利濫用とされるべきであったと考える。
- (13) それは、債務者によって換価回収金を散逸させないようにするための、監督の有力な方法でもある。
- (14) 最判 H15.6.12 判タ 1127 号 95 頁
- (15) 事業主体が自然人である場合には、廃業と別の人格による起業との組み合わせが選択されることが多い。その場合、厳密には、営業権が無償譲渡されたことになるが、赤字事業の存続が図られる場合には、営業権は無価値という外はなく、詐害行為取消権や否認権の対象行為とは成り得ない。
- (16) 会社法 467 条以下の定めに従った事業譲渡の外に、資産の譲渡と従業員の移籍による事実上の事業譲渡とがある。譲渡対象となった事業が赤字事業である場合には、事業そのものの価値は零評価せざるを得ず、その場合には、かかる簡便な処理が広く行われている。なお、資産の譲渡に際しては、会社法 362 条 4 項 1 号の取締役会決議が必要な場合もある。京都地判 H26.12.4 金商 1475 号 55 頁は、一般貨物運送事業を営む会社が、自動車を一括売却することにより事業譲渡を図った行為が詐害行為として取消された裁判例である。
- (17) 広義での会社組織の変更の手段は他にもあるが、継続を図る事業を、破綻

した債務者が負担する債務と切り離すために、広く使用されているのは、事業譲渡と会社分割とである。

- (18) 最判 H24. 10. 12 判タ 1388 号 109 頁、原審大阪高判 H21. 12. 22 金法 1916 号 108 頁参照
- (19) その意味では、福岡高判 H23. 10. 27 金法 1936 号 74 頁は、会社分割が許害的なものであると認定したが、分割会社に承継された資産にのみ取消しの効果を認め、当該資産全部に相当する価格賠償を認めており、組織法上の問題とは峻別する考えを示している、より、論理的かつ明快であると私は思う。
- (20) 東京高判 H22. 10. 27 金法 1910 号 77 頁は、「本件会社分割を被保全債権の限度で取り消した上、当該被保全債権に相当する価格賠償を命じた原判決は相当である」と判示している。他に、会社分割を取り消した上、逸出した財産の現物返還に代えて被保全債権の限度で価額賠償を認めた事例として、名古屋高判 H24. 2. 7 判タ 1369 号 231 頁、福岡地裁小倉支部判 H23. 12. 12 訟務月報 59 卷 5 号 1407 頁参照。
- (21) 会社法 828 条 1 項 10 号、838 条
- (22) 山本和彦外「倒産法概説（第 2 版補訂版）」（弘文堂 2015 年）283 頁
- (23) 福岡地判 H22. 9. 30 判タ 1341 号 200 頁
- (24) 東京高判 H23. 3. 2 ウエストロー・ジャパン
- (25) 最判 S48. 11. 30 判タ 303 号 143 頁、最判 S39. 11. 17 判タ 173 号 129 頁
- (26) 他に、福岡地判 H21. 11. 27 金法 1911 号 84 頁参照
- (27) 東京地判 H18. 3. 24 判時 1940 号 158 頁
- (28) 東京地判 H22. 11. 30 金法 1368 号 54 頁。この事例は、28 億 4000 万円の資産が譲渡されたが、譲受人は債務の一部 29 億円を重畳的に引受けたことにより、譲渡対価が 100 万円とされたというものであり、重畳的債務引受の対象とならなかった債権者にとってはその引当財産が大きく損なわれた事例である。
- (29) 東京高判 H25. 12. 5 金商 1433 号 16 頁、なお、原審の東京地判 H25. 5. 31 金商 1433 号 25 頁も否認権の成立を否定している。

Ⅲ 私的整理中の商取引債権等の弁済

1 商取引債権

(1) 旧債権の弁済

① 支払不能前

私的整理開始前に発生した商取引債権の弁済について詐害行為取消権が

行使された判例は見当たらない。

もとより、私的整理開始前に発生した商取引債権の弁済が履行期到来後に行われる限り、支払不能後に行われたのでなければ、偏頗否認の対象とはならない。

そして、支払不能とは、a 支払能力を欠くために、b その債務のうち弁済期にあるものにつき、c 一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう⁽³⁰⁾が、私的整理の有用性は、仕入先・下請先との従前の取引を継続⁽³¹⁾し、買掛金を支払いながら、信用不安を招くことなく、売掛金を回収する等していくことができる場所に存在する。したがって、私的整理の開始時点では、通常は、未だ支払不能には至っていないと解することができよう。

ところで、破産法 15 条 2 項は、債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定している。そして、支払停止とは、「債務者が弁済期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済できないことを外部に表示する行為を指す」と⁽³²⁾されている。

それでは、債務者が金融債権者に対して私的整理の通知を発信したときに、支払停止したことになるのであろうか。⁽³³⁾

金融機関債権者に対して債務者から私的整理の通知がなされた場合でも、対象債権者が個別取立てを留保している間は、一般的に支払いを停止したとは認められず、したがって、危機状態には立ち至っていないと解することができよう。

その様に考えることは、私的整理のガイドライン第 6 項(1)が、「一時停止の通知があったことのみをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。」と定めており、「この条項は、この手続が行われている間の通常取引に伴う行為は、手続が挫折した後日破産手続が開始されても、破産管財人によって否認されることはない。」と解説されていることとも整合する。

以上、私的整理中の商取引債権の弁済について、債務者側の事情を検討してきたが、通常は、債権者にも悪意が存しないと考えられる。

すなわち、私的整理中の旧債務の弁済は、通常は新債務の発生と連動している。もちろん、債務者の信用不安に敏感な取引先が、取引上の与信枠を縮小したり、買掛金支払サイトを短縮したり、支払手段中の現金払いの割合を増加させること等によって、万一の倒産リスクに備えようとする場合もあるが、その場合でも、通常は、多くの取引先が取引を継続することによって、新しい与信を継続している以上、個々の取引先も、債務者が現に支払停止をし、あるいは支払不能であると認識しているとは認められず、債務者も危機状態にあることについて悪意となっているわけではない。

② 支払不能又は支払停止後

しかし、清算型の私的整理の場合には、債務者が私的整理の通知を発信した時に、支払停止したものと認められ、債務者がその後特定の債権者に対してのみ弁済する行為は、偏頗否認の対象となり得る⁽³⁴⁾。

再建型私的整理が挫折し、金融機関債権者から期限の利益喪失通知を受け、あるいは債務者自ら清算型私的整理に移行させた場合に、その後特定の債権者に対してのみ弁済する行為も、偏頗否認の対象となり得る。

しかし、清算型の私的整理に移行する場合であっても、私的整理の通知が金融機関等の一部の債権者に対して発信されるにとどまる場合には、商取引債権者の方は直ちに悪意となるわけではない。

(2) 私的整理中に発生した新債権の弁済

① 履行期における弁済

私的整理の多くは、最終的に事業を停止する場合でも、手続開始後、当分の間、通常の仕入先や下請業者等との取引を継続することが一般的である。

しかし、私的整理の開始そのものは支払停止でないとしても、債務者の賢明な取引先は、私的整理の開始によって、債務者の決済能力について黄信号が灯ったことを知った場合には、取引の継続に当たって、a 前述の、係属中の与信高を縮小することや、支払サイトの短縮、支払方法の内の現金弁済部分の増加等を求めて、債権額を減少すること等に加えて、b 債務

者からの買掛取引ある関係会社の口座を通じて売掛けること等によって、相殺による債権回収の方法を講じたり、c 取引リスクを最小化するために現金引換取引⁽³⁵⁾を求め、これに応じられない場合には取引を中止する等、様々な対応措置を採ることになる。d 債務者にとって取引継続が不可欠な重要取引先であれば、当面の新規発生債権に見合う保証金の預託や前払金の支払いを求め、それとの相殺見合いにすることも考えられる。

取引継続をしている間に旧債務の減少を企図すること自体は、私的整理に協力しながら、万が一の場合に備えて自身の与信管理を強化するということに過ぎず、その範囲を超えて、取引停止は必至として積極的に債権回収に努めるといような特別の事情が無い限り、債務者が支払不能又は危機時期にあることを、当該債権者が知っていたとは認められず、したがって否認権成立の要件を充たさないと考える。仮に、偶々当該債権者が悪意であるために否認権成立の要件を形式的に充足しても、取引の円滑な継続によって、債務者の事業と共に財産の保全が図られていた場合には、有害性および不当性がないため否認は成立せず⁽³⁶⁾、後日の法的倒産手続における否認権の行使には服さないというべきである⁽³⁷⁾。

② 法的倒産手続移行直前の弁済

それでは、私的整理挫折後に、なお、私的整理中に発生した新債権が残存する場合に、これを弁済した上で、法的倒産手続に移行させる場合であって既に商取引債権者が私的整理の挫折を知っているときには、当該弁済行為は否認対象行為となるであろうか。

私は、私的整理の社会的、経済機能に照らせば、その進行を保護するためには、私的整理中に発生した取引債権については、法的倒産手続移行直前だけではなく清算型私的整理移行後に行う弁済も、通常は、有害性、不当性を欠くと判断すべきであると考えている。

何故なら、私的整理中に商取引先から新規与信が与えられることによって、債務者の財産の換価・回収が円滑に進められ、債権者一般のための財源が拡充したのであれば、債務者の支払不能について善意である間に発生した債権を、金融機関債権等と同様に私的整理に服させることは、直ちに

債権者に不利益を与えたことにならない⁽³⁸⁾としても、信義に反し、否認権の行使が権利濫用に該当すると思われるからである。

もともと、これを肯定する裁判例も否定する裁判例も見当たらない⁽³⁹⁾。

2 少額債権の弁済

ところで、倒産法制は、破産手続を除いて少額債権の弁済を認めている（民再 85 条 5 項、会更 47 条 5 項、会社 537 条 2 項）。

民事再生や会社更生において少額債権の弁済が認められるのは、a 債権者数を減少させることで手続の迅速かつ円滑な進行を確保することと、b 少額の再生債権を早期に弁済し取引債権者の保護を図ることで債務者の事業の継続を確保することを目的⁽⁴⁰⁾とされており、特別清算においても少額債権の弁済には同様の意義を認めることができる⁽⁴¹⁾。

したがって、私的整理が挫折する場合に残存する債権については、倒産法制に移行した後でも、裁判所の許可を得て弁済することが可能であると見込まれる範囲においては、私的整理から法的倒産手続に移行するまでの間に弁済しても、否認権成立の有害性又は不当性を欠くといふべきである⁽⁴²⁾。

なお、再建型倒産法制上の少額債権の弁済許可の規定の解釈に関して、私的整理中の商取引債権については、100% 弁済が許可されるべきとする⁽⁴³⁾説⁽⁴⁴⁾があって、興味深い。

3 中小企業債権その他の旧債権の弁済

我国の再建型倒産法制は、さらに、「倒産手続を開始された債務者を主要な取引先とする中小企業者が、その有する債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障をきたす恐れがある場合には、裁判所の許可を得て弁済すること」を、破産手続を除いて認めている（民再 85 条 2 項、会更 47 条 2 項、会社 537 条 2 項）。

この制度は、再建型倒産法制を利用する債務者を主要な取引先とする下請業者等の中小企業の連鎖倒産を防止し、ひいては再生債務者の再生を円滑⁽⁴⁵⁾にすることを目的としており、私的整理中に、その様な弁済をしても、

後日否認権行使の対象とはならないと考えられる。

もっとも、再建型法的倒産手続において裁判所が許可するのは将来の再建計画において弁済が受けられるであろう金額を参考として、債権額の一部について行われる弁済であるから、私的整理手続において全額の弁済に及んでいた場合には、これらの規定の存在だけを根拠として、新債権の弁済による否認リスクを回避することは、必ずしも容易ではないように思われる。

注

- (30) 前掲・山本和彦外「倒産法概説（第2版補訂版）」295頁、357頁
- (31) それが再建を目的とする長期の継続を目指す場合と、清算を開始するまでの短期の継続にとどまる場合の両方があり得よう。
- (32) 前掲・山本和彦外「倒産法概説（第2版補訂版）」357頁
- (33) 今日の私的整理の実務においては、債務者において、事業の継続に必要な資金繰りが難しくなった場合、先ず、金融機関に対して私的整理への協力を要請するが、その際、借入金等の約定弁済を暫時停止するにしても、金利の全部または一部の支払は継続し、弁済停止期間内に再建策を取り纏め、改めて協力要請する方針であることが通知されるのが一般的である。その再建策は、債務の減免を含む場合もあれば、弁済期の猶予のみが求められるに過ぎない場合もある。そして、再建策取り纏め期間中は、商取引債権に対する約定弁済は継続されている。
- (34) とは言え、必ずしも、否認リスクのある手続進行を常に嫌忌する必要はなく、私的整理に経済的合理性があると債権者が認め、法的倒産手続の開始申立に至らない場合には、それも社会的、経済的に十分肯認できる倒産処理というべきである。
- (35) 東京地判 H7.8.25 判時 1574 号 85 頁は、破産会社の経営が立ち行かなくなった時期に、手紙作文製作の請負契約を遂行するに際し、当初契約時の約定にはなかった、前受金の支払いを求めたという事例について、被告において、破産債権者を害することの認識がなかったとはいえないが、破産会社の支払行為には相当性があり、否認権の対象とはならないと判断している。
- (36) 伊藤真「破産法・民事再生法」第3版（有斐閣 2014 年）503 頁以下参照
- (37) もっとも、現在の法的倒産手続の実務に照らせば、否認権行使の可否および要否の判断は、倒産裁判所とそれが選任した倒産法制上の機関とによって、債権者や債務者の意図、思惑とは無関係に決せられることが多いので、後日、

- 私的整理中の取引に関して否認権行使を強制されないための担保として、私的整理の対象債権者の債権者説明会又は債権者集会で、新債権の弁済方針と弁済等の基準について承認を得ておくことが好ましい。
- (38) 一般論としては、私的整理開始時の与信残高がその後増加していない限り、倒産債権が実質的に増加したことはないから、新債権の弁済が滞っても、必ずしも私的整理により債権者に不利益を与えたことにはならない。
 - (39) 注 29 に引用した東京高判 H25.12.5 も、商取引債権の弁済を適法としたにとどまり、弁済否認の成否につき明確な判断を示したものではない。
 - (40) 前掲・山本和彦外「倒産法概説（第 2 版補訂版）」68 頁参照
 - (41) 四宮章夫編「特別清算の理論・実務と書式」160 頁参照
 - (42) もっとも、法的倒産手続の実務に照らせば、少額債権の線引きについては、法令による基準も実務上形成された基準もなく、多くの場合は倒産裁判所とそれが選任した倒産法制上の機関との話合と恣意に基づいて決せられるところであるから、私的整理において少額債権の弁済を実施するについては、私的整理の対象債権者の債権者説明会又は債権者集会で、一定の基準についての承認を得ておくことが好ましい。
 - (43) 山田明美「民事再生手続における商取引債権の保護」企業法務研究会編・地方の中小企業の再生（2012 年）156 頁
 - (44) 清算型法的倒産手続にはそのような規定は存在しないが、私的整理が再建型倒産手続に向かうか、清算型倒産手続に向かうかで、移行前の弁済の可否が異なるとするものも不自然である。
 - (45) 四宮章夫外編「全訂四版・書式民事再生の実務」（民事法研究会 2014 年）339 頁参照

IV 私的整理中の換価回収手続

1 はじめに

清算型の私的整理の場合には債務者財産の換価回収に努めて、これを現金化し、清算配当の原資にすることになるが、再建型の私的整理の場合にも、事業と一緒に事業用資産を譲渡したり、経営継続のために必要な資金を捻出するために棚卸資産や遊休資産を換価し、売掛金等の債権を回収することになる。

その場合の債務者財産の換価回収が、不当な廉価売買により債務者ひいては債権者一般に不利益を及ぼすような行為である場合には、取引相手方

に悪意が認められれば、詐害行為取消権や否認権に服することは当然のことである。⁽⁴⁶⁾

しかし、相当な対価によって換価され、また、債権の価値に応じて回収が行われたのに、それらの行為が詐害行為取消権や否認権に服するようなことがあれば、私的整理に対する一般の信用が得られなくなる。

ここでは、相当な対価を得てした財産の処分について、そうしたリスクの有無について検討する。

2 相当な対価を得てした財産の処分

(1) 詐害行為取消権

かつて旧破産法時代に、最高裁は、債務者の在庫商品の適正価格による処分行為が詐害行為に当たると判断したことがあると報告されている。⁽⁴⁷⁾

しかし、その事案は、a 特定の債権者が、子会社が債務者に対して負担する債務を引受けた上で、自らの債権と相殺した行為と、b 債務者から在庫商品を適正価格で購入した上で、自らの債権と相殺した行為について、それぞれの相殺の効果を否定したというものである。現行破産法の下においては、a は破産法 71 条により相殺制限に服する場合、b は、破産法 162 条により、実質的には、本旨弁済に非ざる代物弁済として偏頗弁済に該当して否認に服することになるのであって、詐害行為の取消しに際して、価格の適正が争点となった事例ではない。

民法改正案 424 条の 2 は、後述の破産法 161 条 1 項に倣って、相当な対価を得てした財産の処分行為は原則として詐害行為取消の対象とならないことを前提としながら、例外的な詐害行為取消権に服する場合について定めている。

(2) 否認権

① 倒産法改正以前

大審院の判例は、資産特にそれが不動産の場合には、処分行為が仮に適正価格によるものであっても、換価金が残存していない限り、旧破産法 72 条 1 号の故意否認事由に該当するとし、その後長く確定した判例と

なっていた。

しかし、適正価格による資産処分は、不動産を売買代金債権、さらには現金に変化させるだけの場合、直ちに債務者財産からの資産減少をもたらすわけではない。もとより、債務超過額にも変動を与えず、責任財産の不足額を増加させるわけでもないが、不動産は、一般に、処分が必ずしも容易ではなく、かつ高額資産であることが多いため、前述の大審院判例に繋がったものである⁽⁴⁹⁾。

しかしながら、債務者が無担保の遊休不動産を保有しているような場合には、債務者が事業の継続を図るためにそれを換価し、代金を事業に投入することは日常茶飯事のことであり、折角の投資の効果が実らずに結局資金不足に至って事業破綻に至った時に、当該換価行為が否認されるのでは、取引の安全を脅かすこと甚だしいというべきである。また、折角処分可能資産を保有しているにも拘らず、処分ができずに事業の廃止を余儀なくされることがもたらす社会的損失は決して軽視できない。

そこで、破産実務は、前記大審院判例の存在を前提としながら、その射程距離を限定し、著しい不合理な結果は回避する努力が行われてきた。そして、多くの論者は、実務の現状につき、否認権の成立範囲が相当限定される場合に限られていると考えていた。

最高裁判例は、旧破産法 72 条 1 号所定の「破産債権者ヲ害スル」という否認要件について、「債権者の共同担保が減少して債権者が満足を得られなくなることをいう」と説示し、代物弁済契約を主張する被告に対し、「破産債権者を害するかどうかを判断するためには、契約締結当時破産者がどのような積極財産を有し、どのような債務を負担していたかを明らかにしなければならない。」と判示したが、明確に否認リスクを乗り越えるハードルを低くしたものではなかった。

② 倒産法改正

しかし、債務者が遊休資産を処分することによって事業の継続を図ろうとする場合において、相当な対価を得てした財産の処分であるのに、買主に否認リスクを負担させるということは、事業継続の社会的意義を尊重す

るという意味においては大きな問題があった。

また、今日普及してきた不動産の流動化・証券化を妨げる要因にもなり得る問題となっていた。

そこで、改正破産法 161 条 1 項は、相当な価格による売買等によって債務者の財産が処分された場合、原則として否認を免れ、a 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分をするおそれを現に生じさせるものであること、b 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと、c 相手方が、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有することを知っていたことの 3 つの要件を全て満たした場合に限り、否認されることを明文で定めた。

その結果、相当な対価を得てした財産の処分の否認リスクが軽減され、当該リスクは、必ずしも私的整理を断念させるリスクでとはならなくなった。私的整理中の重要な資産や事業の譲渡に際しては、適正な鑑定を取得し、かつ、より高額での売却努力を払っておくこと、そして何よりも、譲渡対価を配当財源として確保しておくことにより、後日法的倒産手続に移行した場合でも、否認権の行使を避けることができる。⁽⁵²⁾

注

(46) 函館地判 H27. 3. 20 ウエストロー・ジャパンは、廉価売買を認めたと、被告には悪意がなかったとして、否認権の行使を認めなかった。

(47) 最判 S46. 6. 18 金法 620 号 55 頁

(48) 大判 S8. 4. 15 大民集 12 卷 637 頁

(49) 現に、動産については、大判 S7. 12. 23 裁判集民事 6 卷 3 頁も、代価が不当に低廉で、債務者の資産を減少させるものでないかぎり、否認権は成立しないしている。

(50) 東京高判 H5. 5. 27 判時 1476 号 121 頁は、抵当権が設定された債務者所有の土地の債務超過段階における適正価格による売買につき、「その代金の大部分が被担保債務の弁済に充てられた場合には詐害性を有しない」と判示している。また、最判 S46. 7. 16 判タ 266 号 170 頁は、不動産の買受人が未登

記抵当権者であり、将来対抗要件否認（旧破産法 74 条）を受けるべき立場にある場合に、「破産者が、右抵当債権者と通謀して、同人だけに優先的に債権の満足を得させる意図のもとに、その唯一の資産たる担保不動産を、売買代金債権と被担保債権とを相殺する約定で売却したときは、右売買は、否認権行使の対象となる。」と判示することによって、当事者双方が悪意であることを否認権行使の肯定の大きな論拠としている。

(51) 最判 S40.7.8 金法 421 号 6 頁

(52) 但し、譲渡の相手方が債務者の内部者である場合には、改正破産法 161 条 2 項により相手方の悪意が推定されるので、留意が必要である。

V 配当手続

1 はじめに

私的整理において実施された配当手続が、後日、法的倒産手続内で否認権の行使に服するようであれば、手続に対する信頼を確保しがたいことになる。

私的整理における配当も私的自治の一環として行われるから、どのような合意により実施されるかによって、実体法上の効力は異なってくる。

ところで、私的整理における配当に際して、債権者から残債権放棄の同意書を徴求すべきであるとする意見があるが、それに困難が伴うと考えられる場合には、債務者の事業を別の法人格に移して、債務者自体については清算型の私的整理を遂行すれば足り、その場合には債権者から残債権放棄の同意書を集めなくても格別の不都合はない。

今日、私的整理の実行に際しては、後日の法的倒産手続における否認リスクの回避を念頭に実施することが重要である。

むしろ、個別の債権者との間での債権放棄の同意書を徴求するための交渉の過程で、債権者間の衡平を害するような行為があってはかえって不都合である。

したがって、債権放棄、あるいは債権の有する訴求権能や請求権能の放棄にかかわらず⁽⁵³⁾すべきではないであろう。

なお、債権者集会で説明された事業譲渡スキームによる配当予想額を下

回る配当しか得られなかった事例において、スポンサー企業に対して、差額金の支払が請求された事例について、「債権者集会においてスポンサー企業との間で配当金合意が成立したとは認められない。」等として請求を棄却した裁判例があるが、結論は妥当であるとしても、債権者集会においては私的整理の方針について無責任な説明による手続の混乱は避けるべきであるという示唆を与える裁判例であるというべきである。

2 配当に関する裁判例

債権者委員会が破産会社に対する届出の債権者のうち相殺等の理由で一部配当をしなかった債権者を除いてすべての債権者に一律の割合で配当をなし、右債権者以外の債権者で破産手続に届出た債権者はなく、又右配当を受けなかった債権者で破産手続に届出た債権者もなかった事例について、「債権者委員会は破産会社の全債権者に対し一律に配当を実施し、その際、債権者委員会の認めた債権額より破産手続の確定債権額に差があり、利息を算入した届出によるものと推測されるが、その額が少額であるから、債権者委員会のなした配当をもつて債権者間の公平を害するということはできない。」とし、かつ、「他の債権者との間で公平を害することがない特段の事情がある。」として、否認対象行為の有害性を否定し、本旨弁済に対する否認権行使を認めなかった判例がある⁽⁵⁴⁾。

私的整理における配当に有害性、不当性を認めなかった事例の一である。

注

(53) 古くは、名古屋地判 S58. 7. 25 金商 689 号 27 頁は、債権者集会において私的整理への同意書を提出した債権者と倒産会社との間で「不起訴」の合意が成立したと判断したが、東京地判 H17. 7. 28 判決ウエストロー・ジャパンは、私的整理の債権者集会に参加した債権者が、その後、再建計画に基づく配当金を受領しているにもかかわらず、残債権について履行請求しない旨の和解契約の成立を認めることができないとした。

(54) 広島高判 H23. 10. 26 金商 1382 号 20 頁

(55) 岐阜地裁大垣支部判 S57. 10. 13 判時 1065 号 185 頁

VI 結 語

以上検討してきたところを纏めると、先ず、私的整理の準備行為として行われる債務者資産の信託的譲渡や、配当原資の弁護士への寄託については、それらが債権者一般の利益のために行われる場合には、それらの行為に対する詐害行為取消リスクや否認リスクを否定する裁判例が存在する。

また、私的整理に先立ち、あるいはその過程で行われる会社分割や事業譲渡についても、旧会社に残された債権者のための引当財産を実質的に減少させたことにはならない限り、そうしたリスクは回避できると、私は考えている。

さらに、私的整理の遂行中に行われる商取引債権者の私的整理開始前の債権の弁済や、私的整理中に発生した債権の法的倒産手続移行前の弁済についても、そうしたリスクは小さいと考えるべきである。

また、法的倒産手続移行後に少額債権等として弁済対象となるようなものについての弁済もそれらのリスクは回避できると、私は考える。

私的整理中の換価回収行為についても、相当な対価を得てした財産の処分に該当する換価や、それに準ずる回収である場合には、それらのリスクを否定することができる。

そして、私的整理により現金化された金銭を債権者に配当する行為も、それが衡平に行われたものである限り、それらのリスクも否定することができる。

したがって、詐害行為取消リスクや否認リスクは、慎重に私的整理を遂行することで、十分に回避することが可能であるというべきである。